

# 東広島市バレーボール協会規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は東広島市バレーボール協会と称する

(目的)

第2条 本会は広島県バレーボール協会に所属し、東広島市におけるバレーボール技術の向上ならびに普及振興を図り、体育文化の伸展に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 本会の事務所を東広島市内の総務委員長宅におく。

第4条 本会は第2条の目的に賛同する東広島市在住の一般、教員、学校、家庭婦人のチームをもって組織する。

(事業)

第5条 本会は第2条の目的を達成するため下記の事業を行う。

- 1) 各種バレーボール大会の開催及び後援
- 2) バレーボールの技術向上ならびに研究指導。
- 3) 東広島市体育協会に加盟して市内スポーツの振興に貢献する。
- 4) その他、本会の目的を達成するため必要な事業。

## 第2章 役員

(役員及び定数)

第6条 本会に下記の役員を置く。

名誉会長	1名
会長	1名
副会長	1名
顧問	若干名
参与	若干名
理事長	1名
副理事長	1名
常任理事	24名
理事	若干名
監事	2名

(役員を選出)

第7条 役員を選出は次による。

1. 会長及び副会長は理事会で推挙する。
2. 理事長及び副理事長並びに常任理事は理事のうちから選出する。
3. 理事は各地区並びに各団体より推薦を受け会長が委嘱する。
4. 会長は学識経験を有する者の内から常任理事会の決議を経て、理事を委嘱することができる。
5. 監事は常任理事会で推薦し、会長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第8条 会長は本会を代表し会務を統括し、常任理事会及び理事会を召集しその議長となる。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 会長、副会長共に事故があるときは理事長がその職務を代行する。

(理事)

第9条 理事長は常任理事会及び理事会を代表する。

2. 理事長に事故あるときは副理事長がその職務を代行する。
3. 常任理事は常任理事会を、理事は理事会を組織する。

(監事)

第10条 監事は本会の会計事務を監査する。

(役員任期)

第11条 役員任期は下記のとおりとする。但し再任を妨げない。

会長、副会長	3年
その他役員	2年

2. 役員はその任期が満了しても後任者が就任するまでその職務を行う。
3. 後任者の任期は前任者の残任期間とする。
4. 補欠又は、増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(名誉会長、顧問及び参与)

第12条 会長は常任理事会の決議によって名誉会長、顧問及び参与を委嘱することができる。

2. 名誉会長、顧問及び参与は必要に応じて会議に出席し意見を述べることができる。

## 第3章 会議

(総会)

第13条 総会は本会の意思決定の最高機関とする。

2. 総会は理事会をもってこれに当てる。
3. 総会は毎年1回概ね決算期より60日以内に開くものとする。但し会長において必要があると認めたときは臨時に開くことができる。
4. 総会は会長が召集する。

(総会の決議事項)

第14条 総会は下記の事項を決議する。

- 1) 規約を改正すること。
- 2) 予算を定めること。
- 3) 決算を承認すること。
- 4) 行事を定めること。
- 5) その他重要なこと。

(常任理事会)

第15条 常任理事会は総会で決議された事項及び緊急を要する事項を協議執行する。

2. 常任理事会は会長・副会長・理事長・副理事長・常任理事で協議する。

(会議の定数)

第16条 会議は役員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことが出来ない。

2. 前項の会議に出席できない役員は委任状をもって出席とみなす。

(議決)

第17条 会議の議事は出席役員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

## 第4章 会計

(経費の支弁)

第18条 本会の経費は負担金、補助金、寄付金、その他の収入をもって支弁する。但し、加盟団体負担金については総会において決定する。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は4月1日に始まり3月31日に終わる。

## 第5章 加盟・脱退及び規律

(加盟登録)

第20条 本会に加盟登録しようとするチームは、日本バレーボール協会加盟チーム登録規定に準じ負担金を添えて手続きをしなければならない。

(除名・出場停止・その他処分)

第21条 チーム及び構成員が本会の規約に違反し又は、本会の品位を傷つける行為があったときは常任理事会の決定により除名、あるいは大会への上場停止、その他処分をすることが出来る。

## 第6章 雑則

(委任規定)

第22条 この規約に別に定めない事項は常任理事会の決定を経て執行する。但しこの場合は次の総会に報告し承認を求めなければならない。

(規約の改正)

第23条 本規約の変更改正は総会の議決をゆうする。

(規約適用月日)

第24条 本規約は昭和50年8月30日から施行する。

付則 昭和58年4月21日 一部改正

平成5年4月15日 一部改正

平成10年5月11日 条文追加・一部改正

平成17年4月23日 一部改正

平成18年4月22日 一部改正

平成20年4月20日 一部改正

平成21年度総会確認事項

全国大会出場に伴う協会からの支出について

- ・全国大会出場チームに10万円を支出する(予選大会がなく推薦の場合は7万円とする)  
但し、同一年度での2回目以降は5万円とする。
- ・小学校、中学校のチームは1万円とする。

# 東広島市 9 人制バレーボールリーグ戦実施要綱

1. この要綱は東広島市における 9 人制バレーボールリーグ戦（以下「リーグ戦」と言う）を実施することにより相互の技術の向上, 並びに親睦を図りバレーボールの伸展に寄与することを目的とする。
2. このリーグ戦は一般・実業団・教員の男子並びに家庭婦人を対象とする。  
家庭婦人は既婚者を原則とするが次の特例を認める  
【未婚者で年齢が 35 歳以上, 離婚経験者, シングルマザーの者は認める】
3. このリーグ戦に参加しようとする前項の団体の中のチーム, 及び選手は東広島市バレーボール協会（以下「協会」と言う）に登録されたチーム及び選手とする。
4. このリーグ戦に参加しようとするチームは, 協会にリーグ戦運営費として年間 8,000 円を納めなければならない。
5. このリーグ戦は 5 月 1 日から 11 月 30 日までの期間に実施するものとする。
6. このリーグ戦の日程及び組み合わせは年度当初より 30 日以内に協会が決定する。
7. 前項において決定された日程を変更しようとするチームは 1 週間前までに相手チームの了解を得て順延日程決定の上協会に届け出るものとする。
8. 表彰は次のとおりとする。  
1 位 2 位 3 位のチームに賞状・賞品を授与する。
9. 表彰は最終試合終了後引き続き行うものとする。
10. 試合の運営は審判の責任において行う。
11. 選手はユニホームを上下とも統一すること。【短パンのライン等の有無も同一】
12. 審判は試合チーム以外の中から審判の出来る者, 及び協会役員がこれにあたる。
13. 試合は 1 試合 3 セットマッチとする。
14. 試合開始時間 15 分経過しても試合が出来ないときは主審の判断で不戦勝負を決することができる。サービスオーダー用紙には出場予定選手を全員記入すること  
【遅刻は認める】
15. 順位の設定については勝ちチームに 2 点, 敗チームに 1 点を与え, 棄権及び没収チームは 0 点とし得点の多い順に決定し得点と同点の場合は得失セット率, 及び得失点率により決定する。
16. 試合中の事故については応急処置のみとし医療費については本人負担とする。
17. この要綱は昭和 50 年 10 月 1 日から適用する。それ以前に実施されたリーグ戦も実施したものとみなす。

付則	平成 5 年 4 月 15 日	一部改正
	平成 18 年 4 月 22 日	一部改正
	平成 19 年 4 月 21 日	一部改正
	平成 20 年 4 月 20 日	一部改正

## 平成 21 年度総会確認事項

- ・代表者会議, 理事会（3 月, 8 月）に欠席の場合は勝ち点を減点（-1 点）する。

# 東広島選抜チーム運営要項

1. 本要綱は、東広島市バレーボール協会（以下協会という）規約第2条(目的)及び第5条（事業）に基づき、（財）日本協会に登録された、東広島選抜（以下選抜という）の男子並びに女子のチーム運営について定める。
2. 選抜は、監督、コーチ、マネージャー、トレーナー、会計係（以下スタッフという）と有効に登録された部員により構成される。
3. スタッフ及び部員は、各種大会に出場するとともに、協会の要請のあった事業への協力をするとともに、代表チームの一員としての自覚と責任を持って行動しなければならない。
4. スタッフは、協会との協議により会長の承認を得るものとする。
5. 選抜部員の、入部、退部、休部については、スタッフの了承を得るものとする。
6. 選抜の経費は、協会助成金、部員負担金、寄付金、その他の収入をもって支弁する。ただし部員負担金については、スタッフ及び部員の協議により別に定める。
7. 会計年度は毎年4月1日に始まり、次年3月31日に終わる。年度終了後、協会総会までに会計報告しなければならない。
8. チームとして、傷害保険に加入しなければならない。
9. 本要項に定めない事項は、協会との協議により執行するものとする。
10. 本要項は平成17年4月1日から施行する。